

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」  
平成30年度実施状況報告書

令和2年3月  
枕崎市企画調整課

## 【目次】

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて	1
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 重点的に取り組むこと	
(4) 進行管理	
2. プランの推進体制について	2
3. プランの事業実績に対する評価について	2
(1) 評価の流れ・評価方法	
4. 評価結果	7
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価	
(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	
5. 参考資料	37
(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程	
(2) 枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱	

## 1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて

枕崎市では、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組を進めてきました。

この取組を更に前進させるため、平成24年3月には「第2次枕崎市男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

「男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の『男女共同参画社会』の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むこととして11の項目に基づく各事業を実施しています。

### （1）基本理念

男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

### （2）基本目標

- ・男女共同参画社会についての理解の浸透
- ・男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

### （3）重点的に取り組むこと

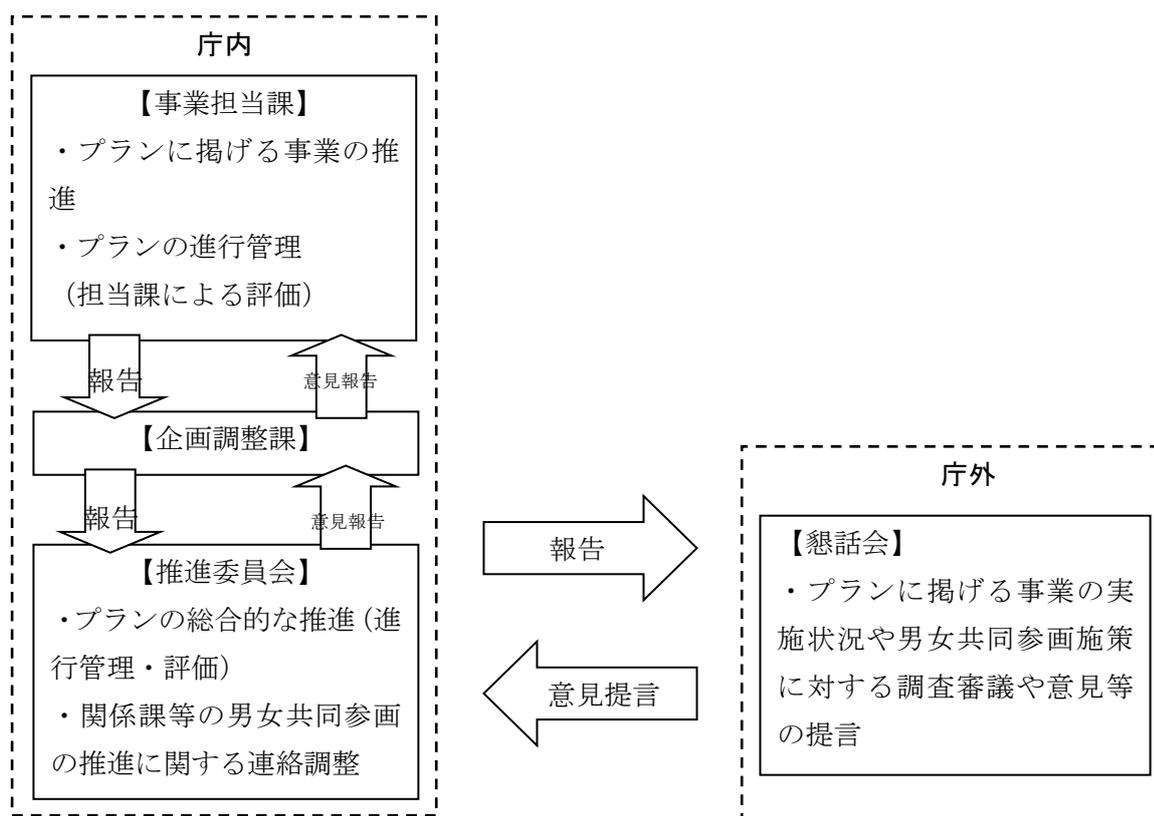
- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

### （4）進行管理

プランの計画期間は平成24年度から令和3年度までの10年間となっています。

プランの進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長を委員として構成される枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）や庁外の方で組織される枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

## 2. プランの推進体制について



## 3. プランの事業実績に対する評価について

### (1) 評価の流れ・評価方法

#### ① 一次評価 (担当課)

担当課が平成30年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業における、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「事業評価シート」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、塗りつぶされている部分です。

- ・担当係、担当者氏名、内線
- ・対象事業名、実施した内容 (実績)
- ・担当課評価 (1) 事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ・担当課評価 (2) 事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題

評価の対象となる事業は49事業で担当課は11課となっています。

(ア) 事業評価シート

調査年度	令和 ○○ 年度	担当課	企画調整課	担当係	政策推進係		
対象年度	平成 △△ 年度	担当者氏名	枕崎 太郎	内線	219		
プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと	1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成					
実施事業	No. 1 男女共同参画に関する研修会の実施						
男女共同参画の視点に立った事業の必要性	男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画社会について「正しい」理解を深める必要がある。 学習内容によっては一人ひとりの男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるので、学習内容の企画にあたっては、 <b>男女共同参画社会基本法の基本理念(※1)</b> を踏まえた上で、固定的性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な家族像等により「あるべき姿」を無意識に強調するものではないか等に配慮する。 特に、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究する。 学習機会の提供(実施)にあたっては、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や若年層の参加促進に努めるとともに、子育て期にある人や障害のある人など、多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行い、参加機会の不平等がないよう配慮する。 また、市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画の意識の涵養(※2)を図る職員研修を実施する必要がある。						
対象事業名	・男女共同参画研修会の開催						
実施した内容(実績)	【男女共同参画研修会】(職員研修) ・日時:平成△年□月×日(火)午前と午後の2回開催 ・参加者:53名(男性37名,女性16名) ・内容:これまでの私を振り返るつづきワークショップ ・講師:枕崎 花子さん(オフィス枕崎) 【男女共同参画フォーラム】 ・平成△△年度は、県のアドバイザー派遣事業と調整がつかず開催なし						
担当課評価(1)事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。							
※ ○:(配慮した), ×:(配慮しなかった), —:(該当しない)							
○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。						
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。						
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。						
○	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。						
○	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。						
○	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。						
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV, セクシュアル・ハラスメント, <b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※3)</b> など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。						
○	⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。						
○ (配慮した)	8	× (配慮しなかった)	0	— (該当しない)	0	配慮度	100.0%
担当課評価(2)事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。							
・職員研修を午前と午後2回開催することで、より多くの職員が参加できた。過去の研修会参加状況を知らせることで未受講者の参加へつながった。今後も参加しやすい環境を作ることで、より多くの職員が参加できるようにしたい。							

## (イ) 配慮項目

事業の企画や実施にあたっての配慮項目は下記の①～⑧のとおり設定しています。

### ① 事業企画時の内容への配慮

事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定概念が反映されないよう注意を払った。

### ② 家族形態・生活形態の多様化への配慮

事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。

### ③ 事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮

事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。

### ④ 男女共同参画を直接的なテーマとする研修内容

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的なテーマとする内容で実施した。

### ⑤ 研修内容への配慮

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。

### ⑥ アンケート等による男女別データの現状把握

実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。

### ⑦ 資料作成・広報時の表現への配慮

事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*など）、男女の人権の尊重に抵触しないか、その表現についての注意を払った。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利。

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題などがある。

⑧ 事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況

事業年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。

(ウ) 配慮度 (%)

① 担当課評価

配慮項目①～⑧について「○：配慮した」、「×：配慮しなかった」、「－：該当しない」で評価しています。

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、配慮度 (%) が自動算出されます。

配慮度は「－：該当しない」項目を除いたもののうち、「○：配慮した」項目の割合によって算出されます。

② 二次評価 (企画調整課)

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」、「－ (評価できない)」の6段階の評価を行っています。

配慮度 (配慮できた割合)	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D
実施していない場合	未実施
該当事業がない場合	－ (評価できない)

1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業は、各担当課の配慮度をもとに企画調整課が事業ごとの配慮度の評価を行っています。

### ③ 三次評価（推進委員会への報告）

プランの「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度を算出し、それに基づき「A～D」の4段階で評価しています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D

また、事業実績について、プランの「重点的に取り組むこと」ごとに進捗状況の評価をしています。

取りまとめたプランの進捗状況は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

### ④ 懇話会による評価（外部評価）

プランの進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する懇話会に報告し、意見等をいただいています。

懇話会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者6名、一般公募5名の計12名による委員で構成されています。

### ⑤ 担当課へのフィードバック・公表

懇話会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、事業実施状況に懇話会の意見を付して、市のホームページで公表します。

#### 4. 評価結果

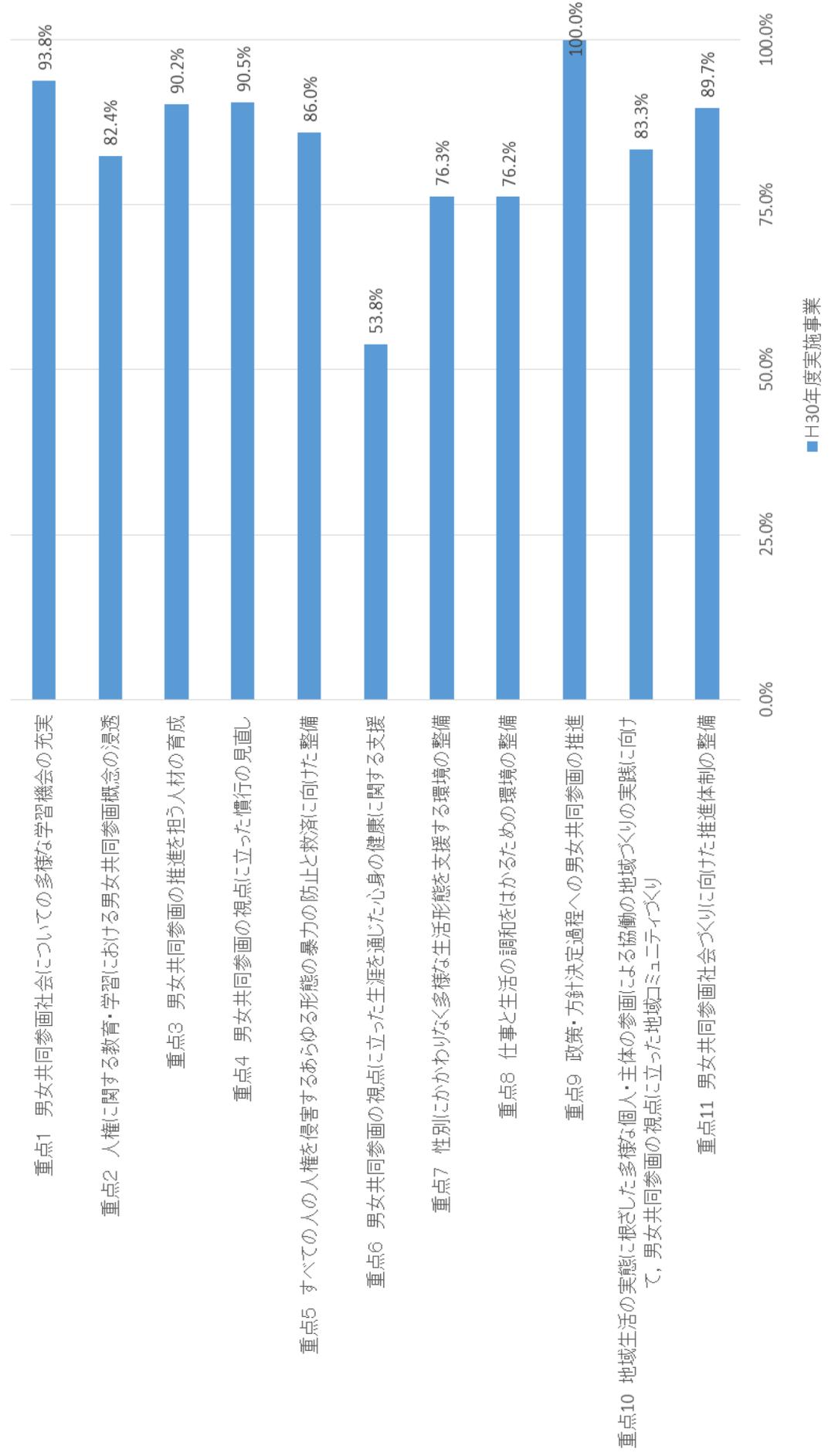
##### (1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価

重点的に取り組むこと		配慮度	評価
重点 1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%	A
重点 2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	82.4%	A
重点 3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	90.2%	A
重点 4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%	A
重点 5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	86.0%	A
重点 6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	53.8%	B
重点 7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	76.3%	A
重点 8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	76.2%	A
重点 9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%	A
重点 10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	83.3%	A
重点 11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	89.7%	A

##### 【参考：配慮度の高い順に並び替えたもの】

	重点的に取り組むこと	配慮度
1	重点 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%
2	重点 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%
3	重点 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%
4	重点 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	90.2%
5	重点 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	89.7%
6	重点 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	86.0%
7	重点 10 地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	83.3%
8	重点 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	82.4%
9	重点 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	76.3%
10	重点 8 仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	76.2%
11	重点 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	53.8%

## 「重点的に取り組むこと」ごとの男女共同参画の視点の配慮度 (重点取り組みごと)



(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果

【重点的に取り組むこと1】男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
3	教育現場における社会福祉教育の充実	・ボランティア体験学習 ・社会福祉についての学習 ・職場体験学習 等	学校教育課	—	—	※各学校での取組のため、担当課評価はできない。
重点的に取り組むこと1・配慮度				93.8%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：2事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮項目	16	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮度（15/16）	93.8%	A	

### ③ 主な取組状況

・男女共同参画研修会（53名参加）は、午前と午後の2回開催し、より多くの職員に参加を呼びかけた。また、過去の研修会参加状況を知らせることで未受講者の参加へつながった。今後も参加しやすい環境を作ることで、多くの職員が参加できるようにしたい。

・人権問題啓発研修会（99名参加）は、女性差別・性的マイノリティーを含む、人権問題全般に関する研修内容で実施した。できるだけ多くの方が参加し、学んでもらえるよう、昨年度に引き続き午前と午後の2回開催とした。今後も、より幅広い市民が学び、実践につながる機会となるよう運営の工夫を行っていききたい。

・教育現場における社会福祉教育の充実については、各学校で体験学習を行っており担当課での評価はできないが、取組状況については把握している。

### ④ 【重点的に取り組むこと1】の進捗状況

人権問題啓発研修会では、男女共同参画を直接的なテーマとする内容ではなかったが、全体的にみると、事業の企画・実施にあたっての配慮度は93.8%と高い。

また、研修会を午前・午後の2回開催としたり、主体的な学習が期待できる参加体験型のワークショップ形式で実施したりするなど工夫もみられる。

男女共同参画社会の形成に向けては市民一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解を深める必要があり、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている性別による固定観念の解消に向けて、市民一人ひとり主体的な取組への意識が高められるよう研究するとともに、これまで男女共同参画についての研修会に参加する機会の少なかった方の参加促進にも努める必要がある。

### ⑤ 外部評価（懇話会）

- ・学習会などの実施が充実されており評価できる。
- ・配慮できなかった項目については、詳しく記載していただきたい。

【重点的に取り組むこと2】人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	・枕崎市人権教育・啓発基本計画の策定 ・特設人権相談所開設 ・広報紙・ホームページによる広報・啓発	総務課	100%	A	
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	・人権同和教育に関する教職員研修 ・人権教育啓発パンフレットの活用 ・人権に関するポスター、標語、作文コンテストへの応募等 (各学校での取組)	学校教育課	—	—	
				※各学校での取組のため、担当課では評価できない。		
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	・男女共同参画研修会への参加 ・鹿児島県等が実施する研修会の周知 ・関係文書の周知による啓発	福祉課	50.0%	B	B
		男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVD等の整備及び貸し出し	企画調整課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと2・配慮度				82.4%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	該当事業なし	総務課	—	—	

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	1	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	0	2
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女	1	2	0

別データによる現状把握（アンケート）等を行った。			
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと2・配慮項目	14	3	7
重点的に取り組むこと2・配慮度（14/17）	82.4%		A

#### ④ 主な取組状況

- ・枕崎市人権教育・啓発基本計画は平成30年5月に策定しホームページや庁内グループウェアに掲載し、市民や職員へ周知を図った。
- ・特設人権相談所開設（年6回）は、広報紙への掲載や防災行政無線を活用した放送を行い、広く市民への周知を行った。
- ・人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、「女性の人権ホットライン」強化週間等について、広報紙やホームページで周知を行った。また、人権週間においては市役所正面玄関に人権週間コーナーを設置し啓発を行った。
- ・男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVDのリストは平成26年度に作成して以降、更新していないため、最新のリストとなるよう更新する必要がある。また、リストを市のホームページへの掲載だけでなく、市内の小・中学校、幼稚園、保育園にも送付し、活用を促していくことが必要である。

#### ⑤ 【重点的に取り組むこと2】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は82.4%となっている。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別の現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

人権意識の形成において地域社会が与える影響は大きく、地域におけるあらゆる活動において性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むことが求められる。

また、教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめとする教育を受けている人の意識に大きく影響を及ぼすことから、教育関係者が男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるように、研修の機会と内容の充実を図っていく必要がある。

市全体で男女共同参画社会の形成を促進させるためには、教育・学習の機会を増やすことが重要であるとともに、これまで行われてきた様々な人権に関する教育・学習に携わるあらゆる主体に、男女共同参画概念を浸透させるための取組を推進していく必要がある。

#### ⑥ 外部評価（懇話会）

- ・各課ともに、男女共同参画の概念が浸透してきていると感じる。
- ・学校・幼稚園・保育園において、直接事業内容が把握できず評価が難しいと思うが、実施状況を把握し、関係機関と協力・助言をすることで事業を推進するよう努めていただきたい。

【重点的に取り組むこと3】男女共同参画の推進を担う人材の育成

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	評価
8	人権問題に対する指導者養成の研修	・社会教育学級による啓発 ・市内保育園職員研修会の開催	生涯学習課	100%	A	
9	外国人に対するボランティアの育成	外国語ボランティア登録制度	企画調整課	50.0%	B	
10	女性リーダーの育成	・男女共同参画研修会の開催 ・県男女共同参画地域推進員の養成 ・まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援	企画調整課	100%	A	A
		・青少年講座 ・地域づくり成人講座 ・長期公民館講座 ・短期公民館講座 ・リクエスト講座	生涯学習課	71.4%	B	
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
重点的に取り組むこと3・配慮度				90.2%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
9	外国人に対するボランティアの育成	該当事業なし	生涯学習課	—	—
46	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	5	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよ	5	0	1

う、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。			
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	1	2
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	1	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	4	1	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	1	0
重点的に取り組むこと3・配慮項目	37	4	7
重点的に取り組むこと3・配慮度（38/41）	90.2%		A

#### ④ 主な取組状況

・市人権問題啓発研修会（99名参加）に加えて、社会教育学級の講座として人権問題全般に関わる研修を実施した。家庭教育学級では、同和問題をはじめとする人権問題全般に関する講座を行い、女性差別に関する問題について取り上げた。

・保育園職員の研修では、多様な人権課題に職員としてどのように関わっていくかの研修も行った。参加者が、様々な場面で指導的な立場で活動できるよう研修内容の工夫を行っていきたい。

・外国語ボランティア登録制度は実際に派遣要望があった際に国籍や性別等に関係なく柔軟に対応できるかが課題としてあげられるが、近年派遣実績がなく、課題を把握できていない。

・枕崎市男女共同参画懇話会委員について、県男女共同参画基礎講座に参加した方が委員を引き受けてくださった。今後も引き続き各種研修会等への参加する機会を広く確保し、女性リーダーの養成に努めたい。

・以前は囲碁や将棋など男性の参加が多い講座が主流だったが、近年は女性が1人でも気軽に参加できるような講座（フラワーアレンジメント講座、絵手紙講座、手芸講座、外国語講座、健康体操講座等）を開講している。

また、講師を女性の方に依頼することで、女性の受講生が増加した。このような講師の方々から、趣味特技指導ボランティアなどを通じて、女性リーダーの活躍に繋げていければよいと思う。

#### ⑤ 【重点的に取り組むこと3】の進捗状況

事業の企画実施にあたっての配慮度は92.7%と高い。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑤研修内容への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

また、外国人に対するボランティアの育成と県地域推進員との連携については、該当事業なしとなっており、具体的な働きかけができていない状況である。

男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるために、男女共同参画フォーラムの開催や家庭・

地域・職場・学校などのあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し，男女共同参画の推進を担う人材の養成・確保を継続して実施していく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

・外国人に対するボランティアの育成事業はなしとあるが，あらゆる機会での人材発掘に努めながら，事業実施に向けて取り組んでいただきたい。また，実施されなかった理由や実施に向けての具体的な取組についても記載していただきたい。

【重点的に取り組むこと4】男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙での男女共同参画に関する連載	企画調整課	100%	A	A
		・PTAにおける研修会の開催 ・市民大学講座の実施	生涯学習課	87.5%	A	
12	職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
重点的に取り組むこと4・配慮度				90.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと4・配慮項目	19	2	3
重点的に取り組むこと4・配慮度（19/21）	90.5%		A

### ③ 主な取組状況

・男女共同参画研修会（53名参加）では、日頃の職場・家庭・地域などでの慣習等を男女共同参画の視点（性別による偏りや不具合がないかなど）で振り返ってつぶやいていただき、見直していく必要があることを参加者に伝えることができた。

・広報紙に掲載した内容は、ホームページにも掲載するなどの配慮を行った。また、広報紙の男女共同参画の記事では「数字で学ぶ男女共同参画教室」と題して、毎月広報紙に男女共同参画に関する内容について掲載した。

・南薩地区PTA連絡協議会母親研修会に枕崎市から32名参加した。講師による講演が中心に行われ、人権問題全般について考えることのできる内容であった。参加者が自分の課題として捉え、日々の実践につながるよう研修の方法を考えていきたい。また、協議が具体的になるよう、事例の紹介等の工夫を行いたい。

・厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後さらに広報・啓発に努める。

### ④ 【重点的に取り組むこと4】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.5%と高い。

配慮項目別にみると④研修テーマについて、取組の強化を要する事業がある。

社会制度や慣行はそれぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものである。しかし、これらの慣行等が結果的に男女に中立に機能しない場合や性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻む要因となり得ることから、市民・企業へリーフレット等を継続した意識啓発や働きかけを行うなど、さらに取組の強化を図っていく必要がある。

### ⑤ 外部評価（懇話会）

・社会制度や慣行の見直しをすぐに解消することは難しい。地道に啓発や働きかけを行ったり、具体的な項目をリストアップして意見交換の場を設けたりするなど、今後の取組を工夫していただきたい。

【重点的に取り組むこと5】すべての人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				達成率	評価	評価
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センター研修会への参加</li> <li>・市町村DV担当者研修会への参加</li> <li>・県下家庭相談員研修会への参加</li> <li>・県婦人保護相談研修</li> <li>・要保護児童対策会議</li> </ul>	福祉課	100%	A	
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センター研修会への参加</li> <li>・市町村DV担当者研修会への参加</li> <li>・県下家庭相談員研修会への参加</li> <li>・県婦人保護相談研修</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> </ul>	福祉課	100%	A	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の実施</li> <li>・職員研修「ハラスメントのない職場づくり」</li> </ul>	総務課	75.0%	B	A
		市管理職研修会	学校教育課	100%	A	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画研修会の開催</li> <li>・広報紙やホームページによる広報・啓発</li> </ul>	企画調整課	83.3%	A	
16	青少年の性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市養護教諭研修会</li> </ul>	保健体育課	66.7%	B	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置</li> <li>・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる広報・啓発</li> </ul>	企画調整課	83.3%	A	
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置</li> <li>・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる広報・啓発</li> </ul>	企画調整課	83.3%	A	
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置</li> <li>・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる広報・啓発</li> </ul>	企画調整課	83.3%	A	
20	啓発用リーフレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パープルリボンツリー，DVに関するパ</li> </ul>	企画調整課	100%	A	

	ットの活用	ネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発			
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	・広報紙やホームページによる広報 ・市内公共施設へのチラシ配布による広報 ・職員掲示板による広報	企画調整課	100%	A
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A
重点的に取り組むこと5・配慮度				86.0%	A

## ② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度
21	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	・男女共同参画研修会の開催 ・DV対策庁内連絡会議の開催	企画調整課	未実施
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	未実施

## ③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：12事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	8	0	4
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	6	0	6
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	6	0	6
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	10
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	10
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	6	5

⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシャル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	7	0	5
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	11	1	0
重点的に取り組むこと5・配慮項目	43	7	46
重点的に取り組むこと5・配慮度（43/50）	86.0%		A

#### ④ 主な取組状況

- ・職員へのアンケートはメンタルヘルスに関するものであったため、ハラスメントに関する記載が可能であるかの認識が薄かった可能性がある。
- ・管理職31名に対し、外部講師によるハラスメントに関する研修を実施したが、フォローアップ調査をしていないため参加者の理解度等を確認できていない。
- ・職員のモラル全般の向上や服務規律の厳正確保、人権同和教育の推進について、管理職（校長・教頭）への指導を行った。学校現場において、男女共同参画社会への意識が欠如した言動やセクシャルハラスメントなど起こっていないが、継続的に研修を実施していく必要がある。
- ・市養護教諭研修会では、性に関する指導についての事例研修を通して、男女がお互いを尊重し協力して生活しようとする態度を育てるための具体的な指導方法等について研修が深められた。
- ・平成30年度は、市役所庁舎・市立図書館・市民会館の3か所にパープルリボンツリーを設置し、ツリーのそばにリーフレット等を設置した。また、図書館においては、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもも含めた啓発を行うことができた。
- ・DVをテーマにした「男女共同参画研修会」は平成27年度に行ったのを最後に、それ以降行っていない。毎年は難しい部分もあるので、数年に1度でもDVをテーマとした研修会が行えるよう、研修内容を検討していきたい。

#### ⑤ 【重点的に取り組むこと5】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は86%と高い。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

また、デートDV防止に関する教育・啓発の推進については未実施となっており、具体的な働きかけができていない状況である。DV対策庁内連絡会議は、平成29年度は平成30年2月に開催したが、平成30年度は異動等で変更になった関係担当者が少なかったため、開催しなかった。

DVやセクシャルハラスメントなど、性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組を推進することは男女共同参画社会を形成していく上で喫緊の課題である。本市においても関係課や関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた総合的な施策展開に取り組んでいく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

・全国で暴力やDVに関する事件が問題となっている中で、いろいろな配慮がなされている。今後もアンケートを実施する等内容の充実に努め、継続して取り組んでいただきたい。

【重点的に取り組むこと6】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
26	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠前：不妊治療助成</li> <li>・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室</li> <li>・産後：新生児聴覚検査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業</li> <li>・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児，6～7 か月児，9～11 か月児，1歳7～8 か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談</li> </ul>	健康課	33.3%	C
27	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診等：胃がん検診，腹部超音波検診，大腸がん検診，肺がん検診，肝炎ウイルス検診，子宮頸がん検診，乳がん検診，特定健診，長寿健診，歯周疾患健診</li> <li>・保健指導：特定保健指導，ハイリスク者運動教室，糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>・集団健康教育：特定健診結果報告会，成人講座，高齢者学級，出前講座</li> <li>・家庭訪問：家庭訪問（精神・障害・生活習慣・その他）</li> <li>・健康相談：総合健康相談，成人歯科ブラッシング相談，老人福祉センター利用者血圧測定，定例健康相談</li> <li>・地域自殺対策強化：こころの相談会</li> <li>・健康づくり推進：さわやかウォーキング，さわやかウォーキングランチ会，ツキイチクッキング，市民健康教室，健康酒場事業，ヨガ体験事業</li> <li>・介護予防普及啓発：筋トレサロン，はつらつ塾，男性料理教室，高齢者栄養教室</li> <li>・地区組織活動：保健推進員活動事業，食生活改善推進員活動事業，健康指導員活動事業</li> </ul>	健康課	33.3%	C
28	生涯スポーツの充実	枕崎きばらん海クラブ	保健体育課	71.4%	B
重点的に取り組むこと6・配慮度				53.8%	B

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	1	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	1	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	1	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	2	0
重点的に取り組むこと6・配慮項目	7	6	13
重点的に取り組むこと6・配慮度（7/13）	53.8%		B

③ 主な取組状況

- ・母子保健サービスについては、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児協力ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への父親の参加を呼びかけていく必要がある。
- ・男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図っているが、多くの男性は予防や改善への意識・意欲が低いため、事業参加者や相談者が少ない状況である。
- ・枕崎きばらん海クラブ（会員数223名）では多種多様なスポーツを11教室開講し、子どもから大人まで幅広い年代の方が交流し、スポーツに親しんだ。今後は、会員に対してどんな教室を開いてほしいかアンケートをとるなど、より一層市民のニーズに答えていきたい。

#### ④ 【重点的に取り組むこと6】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 53.8%となっており他の重点的に取り組むことと比べると配慮度が低くなっている。今後、事業を企画・実施する際には、様々な立場に立った男女共同参画の視点に配慮して行っていく必要がある。

配慮項目別に見ていくと③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データによる現状把握、⑧男女共同参画に関する事業・研修会への参加について、取組の強化を要する事業がある。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の浸透を図り、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もがその生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保てるよう心身の健康に関する支援を行っていく必要がある。また、男性とは異なる心身の健康上の問題に女性は直面することなどに配慮した総合的な対策の推進に取り組んでいく必要がある。

#### ⑤ 外部評価（懇話会）

・他の項目に比べて配慮度が低い理由を分析し、企画の段階から視点の見直しを図ることが必要である。

・事業内容が専門的であり、男女共同参画の視点に立った各事業との関係をイメージすることが難しく評価も難しい。評価の仕方についても検討する必要がある。

・男性の意識改善ができるような支援についても取り組んでいただきたい。

【重点的に取り組むこと7】性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
2	高齢者ボランティアの育成	・在宅福祉アドバイザー	地域包括ケア推進課	62.5%	B	
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	・まくらざき家庭教育手帳の作成	生涯学習課	100%	A	
30	子育て環境の整備	・延長保育事業／一時預かり事業／障害児保育事業（市内の保育所及びこども園：全施設） ・病児後保育事業（体調不良対応型・病児対応型） ・放課後児童クラブ（学保育） ・多子世帯保育料軽減対策事業	福祉課	75.0%	A	B
		・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳7～8か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談	健康課	0%	D	
31	子育て支援サービスの充実	・地域子育て支援センター事業 ・子育て援助活動支援事業 ・子育て短期支援事業 ・要保護児童対策支援会議	福祉課	85.7%	A	A
		・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳7～8か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発	健康課	0%	D	

		達相談				
		・子育て「すくすく講座」の実施	生涯学習課	87.5%	A	
32	高齢者への生きがいづくりの支援	・シルバー人材センターの充実	福祉課	75.0%	A	A
		・高齢者学級の実施	生涯学習課	87.5%	A	
33	介護保険サービスの充実	・介護関連施設の整備の充実	福祉課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと7・配慮度				76.3%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：10事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	8	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	8	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	8	2	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	4	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	6	0	4
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	3	4
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	4
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	5	0
重点的に取り組むこと7・配慮項目	45	14	21
重点的に取り組むこと7・配慮度（45/59）	76.3%		A

③ 主な取組状況

・家庭教育手帳については、市民のアンケート等を生かして、家庭において固定的性別役割分担意識について考える内容を取り入れた。今後も活用後の意見や要望等を把握し、内容を充実させ、深い学びとなるよう工夫する。

・子どもの養育については、落ち着いた家庭環境が必要であり、男女が共同していくことは基本であることから、そのうえでケースに応じた対応を図っている。また、様々な理由で養育できない時期や時間が発生した場合や、周りに子育てに関して相談できるものがない場合、男女に関係なくその家庭が孤立しないようケースに応じた対応を図っている。

・子育て支援に関して、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児協力ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への参加を呼びかけていく必要がある。

・子育て「すくすく講座」は、検診日に同時に実施することで、保護者が参加しやすいように留意した。父親の育児参加についても話を行った。講義後に不安や疑問について質問を受けることで、保護者の具体的な不安の解消につながっている。同じ年の子どもを持つ親の交流の場ともなるように運営の工夫を行う。

・シルバー人材センターの受託事業については、件数、契約金額とも前年度を下回った。労働者派遣事業は、サポート事業の活用により就業延人員等は前年度を上回り契約金額も増加している。課題は入会者の伸び悩みと退会者増加による会員の減少であり、このことが受託事業の減少の要因となっている。

・高齢者学級では講座の中に人権に関わる研修を実施するように依頼している。市の人権問題啓発研修会に参加しての学習が多いので、より多くの参加者が得られるように工夫を行っていきたい。

・介護関連施設の整備の充実については、別府中学校区はまだ事業開始に至っていない。また、第7期計画において、市内全体で更に1か所整備することとしており、今後も地域における生活支援体制を整備していく必要がある。

・在宅福祉アドバイザーとしての訪問活動等の際に、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮し、活動を行っていただくように研修会で説明を行っている。

#### ④ 【重点的に取り組むこと7】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は76.3%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、④研修テーマ、⑥アンケート等による男女別データの状況把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進行や価値観の変化に伴い、家族形態や生活形態の多様化が進んでいる。一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援や介護生活支援に係る多様なニーズへの対応を図っていく必要がある。

#### ⑤ 外部評価（懇話会）

・配慮ができなかった事業については理由を示していただきたい。また、事業内容が専門的であり、男女共同参画の視点に立った各事業との関係をイメージすることが難しく評価も難しい。「重点的に取り組むこと6」と同様に評価の仕方についても検討する必要がある。

【重点的に取り組むこと8】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
25	介護休暇制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発 ・新規雇用創出就労環境改善事業	水産商工課	80.0%	A	
35	育児休暇制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	・家族経営協定の締結	農業委員会	66.7%	B	B
		・桜馬場地区農産物生産出荷協議会活動	農政課	66.7%	B	
重点的に取り組むこと8・配慮度				76.2%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	2
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	4	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参	0	5	0

画について、または関連する事業・研修等に参加した。			
重点的に取り組むこと 8・配慮項目	16	5	19
重点的に取り組むこと 8・配慮度 (16/21)	76.2%		A

### ③ 主な取組状況

- ・就労環境の整備、介護・育児休業制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、男女雇用機会均等法の周知徹底や女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。また、各職場で育児休業が取得しやすい環境を作るため広報紙による意識啓発や、各職場で介護休暇を取得しやすい環境をつくるために事業主や事業所を対象にした意識改革のための広報に努める。

- ・市内事業者へ新規雇用創出就労環境改善事業の周知を図り、積極的に就労環境の改善・向上に取り組んでいく。

- ・家族経営協定は、平成 30 年度の新規締結は 0 件であったが、女性の農業従事者の経済的地位向上、健康確保のための役割は大きい。農業者年金加入時に国の政策支援を受けられる特典もあることから、認定農家の家族等に周知をしていく。

- ・平成 30 年度は桜馬場地区農産物生産出荷協議会の女性会員にも先進地研修視察への参加を呼びかけ、8 名の参加があった。今後も、女性会員へ先進地研修視察への参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。また、農産物の生産技術、経営能力が向上するように、男女問わず会員同士のコミュニケーションを図り、情報交換の場である会の行事や先進地研修視察に参加しやすい環境を作る必要がある。

### ④ 【重点的に取り組むこと 8】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 76.2%となっている。

配慮項目別にみると、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進展、人口減少、経済のグローバル化など社会経済環境の変化の中で、職場優先の考えや長時間労働、男性中心型労働の慣行は男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼす。また、女性の活躍を阻害する要因にもなっている。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という点からも要請される。男女が共に働きやすい環境づくりにより、仕事と生活の調和を図っていく必要がある。

### ⑤ 外部評価（懇話会）

- ・現在の事業を継続しながら、内容の充実に努めていただきたい。

- ・事業担当者が男女共同参画に関連する事業・研修会に参加することは基本的な取組であるので積極的に参加するように努めていただきたい。

【重点的に取り組むこと9】政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	・審議会・協議会等委員の名簿作成	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと9・配慮度				100%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
38	女性の提言機会の提供	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：1事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	0	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	0	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	0	0
重点的に取り組むこと9・配慮項目	3	0	5
重点的に取り組むこと9・配慮度（3/3）	100%		A

#### ④ 主な取組状況

・審議会・協議会等の女性委員の比率及び比率の年次変化については、過去5年間において16～18%となっており、平成30年度は20%を超えたものの、目標として掲げている女性委員比率30%の達成は厳しい状況である。充て職などの委員がある審議会・協議会等もあるが、今後も各課等が所管する審議会・協議会等において女性委員の登用の積極的な推進を継続して依頼していく。

#### ⑤ 【重点的に取り組むこと9】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。

しかし、審議会・協議会等の女性委員比率30%という目標に対して平成30年度は20%となっており、依然として取組の強化が必要である。

また、「女性の提言機会の提供」は該当事業なしとなっており、具体的な働きかけができていない状況である。次期計画に向けて実施する事業内容を見直す必要がある。

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に女性のみならず、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域の声を反映していくことが必要であり、そのような場における男女共同参画を進めることが重要である。

国においても「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」という目標を掲げており、家庭・地域・職場などあらゆる分野において意思決定の過程に多様な立場の人が参画する機会の拡大に向けた環境整備を進めていくことが必要である。

#### ⑥ 外部評価（懇話会）

- ・現在の事業については、継続して取り組んでいただきたい。
- ・「女性の提言機会の提供」事業については、是非実施にむけて取り組んでいただきたい。

【重点的に取り組むこと 10】 地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	87.5%	A	
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	87.5%	A	
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する取組の推進	・H30 年度枕崎市総合防災訓練	総務課	75.0%	A	A
		・市総合防災訓練（まくらぎきハーモニーネットワーク委員会が炊き出し訓練の指導補助として参加）	企画調整課	—	—	
				対象事業の主体は総務課のため、企画調整課による評価はできない。		
重点的に取り組むこと 10・配慮度				83.3%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとられることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	3	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権	3	0	0

の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。			
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと 10・配慮項目	20	4	0
重点的に取り組むこと 10・配慮度 (20/24)	83.3%		A

### ③ 主な取組状況

・生涯学習フェスティバル(約400名参加)では、優良社会教育関係等功労者表彰や意見・体験発表、講演など全てにおいて性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに努めている。貴重な発表の場なので、参加者が増加するよう引き続き周知を努めていきたい。若年層の参加については、平成26年度から総合司会を市内高校の生徒が務め、意見・体験発表についても高校生が積極的に行っている。また、子ども会の発表も行われるため、保護者も参加し事業にかかわっている。しかし、聴講する側の若年層が少なく、講演の内容や講師を若年層向けにするなどして参加者の増加に努めていきたい。

・市総合防災訓練では、訓練時に女性からの意見を多く聞きながら、被災時に反映できるようにしたい。

### ④ 【重点的に取り組むこと10】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は83.3%と高い。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

人々の暮らしの基盤となる地域生活では、行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている状況があり、住民による自助・共助の力が求められている。しかし、地域社会の多様化・人口減少など急速な社会の変化を背景に、人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、持続可能な地域活力の醸成が難しくなっている。また、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が方針決定の場での女性・若年層など多様な人の参画を拒む要因となっていることが考えられる。

このような地域社会を取り巻く状況に対応していくため、一人ひとりに最も身近な暮らしの場である地域で「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画を進めることを通して、人々の「人権意識の醸成」、「自治意識の向上」を培い、性別・世代・障害の有無などにかかわらず、誰もが自治の担い手として「出番と居場所」のある新たなコミュニティづくりへの要請が高まっており、新たな取組を行っていく必要がある。

### ⑤ 外部評価(懇話会)

・現在の取組を継続していただきたい。  
 ・生涯学習フェスティバルは、参加者も多く、地域コミュニティづくりとして充実している。若年層の参加も積極的に行われており評価できる。

【重点的に取り組むこと 11】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	・かごしま男女共同参画自治体研究会 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催	企画調整課	75.0%	A
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・第2次男女共同参画プランの進行管理(実施事業No.47) ・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催(実施事業No.43) ・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催(実施事業No.44)	企画調整課	87.5%	A
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	・第2次枕崎市男女共同参画プランの進捗状況調査	企画調整課	100%	A
48	情報収集・提供	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
49	施策策定等に当たっての配慮	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 11・配慮度				89.7%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	未実施	
46	県地域推進員との連携	・該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	3
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	3

③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	2	3
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	3
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	1	3
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	5	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	6	0	0
重点的に取り組むこと 11・配慮項目	26	3	19
重点的に取り組むこと 11・配慮度（26/29）	89.7%		A

#### ④ 主な取組状況

・県内有志の市町により立ち上げられた「かごしま男女共同参画自治体研究会」において、今後も情報交換や情報共有を行うことで、男女共同参画行政が推進されるよう取組を進めていきたい。また、講演会等の情報についても広く周知するため、今後も県や他市と連携し、情報発信を行っていく。

・平成 29 年度から実績報告における、実施事業の評価方法の見直しを行い、男女共同参画の視点に立った評価方法としたことで、配慮度が数値化された評価シートになった。評価だけではなく、研修も取り入れて、懇話会委員自身も、男女共同参画に対する知識を深めていく。

・副市長を委員長とし、関係課長で構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」は、第 2 次枕崎市男女共同参画プランを策定した平成 23 年度を最後に開催されていない。平成 24 年度以降については、会議は開催せず、プランの進捗状況を取りまとめたものを関係課長、副市長の決裁を会議開催に代えている。しかし、市役所全体の男女共同参画意識を高めるためにも、毎年、会議を開催し、プランの進捗状況を報告することが必要と考えており、今後は開催していきたいと考えている。

・男女共同参画研修会（53 名参加）では、日頃の職場・家庭・地域などでの慣習等を男女共同参画の視点で振り返ることで、見直していく必要があることを参加者に伝えることができた。

・県が委嘱する「県男女共同参画地域推進員」は本市では現在 1 名の委嘱のみで、推進員と連携した事業の実施はなかなか難しいところである。推進員への委嘱には、県基礎講座受講が委嘱要件となっているため、受講者に旅費を支給することで受講しやすい環境を整備しており、今後も継続して人材の養成を図っていく。

⑤ 【重点的に取り組むこと 11】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 89.7%と高い。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

市が実施する施策について、その施策が男女共同参画社会の形成の促進に直接関係しないものであっても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で、男女共同参画の視点に立ち全庁内に施策の見直しを進めていく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

- ・枕崎市男女共同参画推進委員会を開催していただきたい。
- ・現在の取組を継続して行い、鹿児島県男女共同参画地域推進員との意見交換の場を設けることも検討していただきたい。

## 5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年3月31日訓令第7号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

平成13年3月30日訓令第1号

平成14年11月18日訓令第4号

平成17年3月31日訓令第1号

平成18年3月31日訓令第16号

平成19年3月31日訓令第3号

平成21年3月31日訓令第2号

平成22年3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 18 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

(2) 枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成11年3月31日告示第20号

改正

平成17年3月31日告示第9号

平成18年3月31日告示第23号

平成21年3月31日告示第25号

(設置)

第1条 本市における女性問題の現状を把握し、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に資するため、枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し、市長に提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各団体及び事業所の代表者
- (3) 一般公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期開始後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 特に専門的に調査研究する必要があると認めるときは、懇話会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員の中から会長の指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 枕崎市女性の広場推進会議設置要綱（平成 9 年枕崎市告示第 38 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日告示第 9 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 23 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 25 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。